

おいしい時間



動物用医薬品について

2011年3月／第20号

かつて魚介類等は自然界より捕獲して食糧としていたのが当たり前でしたが、今日では乱獲等による減少のため、養殖漁業が盛んに行われています。

そのため、生産効率を高めるための飼料添加物や動物用医薬品が研究開発され、使用されています。

今回はその【動物用医薬品】について少しお話させていただきます。

* 動物用医薬品とは *



動物用医薬品には、抗生素質、合成抗菌剤などがあり、畜産動物や養殖魚に対して、病気の治療や予防のために使用されるものです。

動物用医薬品が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないよう、食品衛生法に基づき、「食品、添加物の規格基準」で次のように定められています。

(要約)

- 1、食品は抗生素質を含有してはならない。
ただし、次のいずれかに該当するものにあっては、この限りではない。
 - ①「動物用医薬品の残留基準」に適合するもの。
 - ② ①に該当するものを原材料として製造され、又は加工されるもの。
- 2、食肉、食鳥卵及び魚介類は、化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。
ただし、次のいずれかに該当するものにあっては、この限りではない。
 - ①食品衛生法第6条の規定により厚生労働大臣が定めた添加物を含有するもの。
 - ②「動物用医薬品の残留基準」に適合するもの。
 - ③ ②に該当するものを原材料として製造され、又は加工されるもの。

基準値を逸脱して違反とみなされた場合、それらの動物用医薬品が残留している畜水産物は販売等が禁止されます。

* 食品衛生上の問題 *



抗菌性物質が残留した食品を食べた場合、体内的細菌がその抗菌性物質に抵抗力を持つようになってしまふため、治療に使う場合に効果がなくなったり、アレルギーを生ずる可能性などの問題が指摘されています。

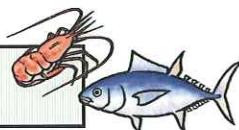
オキソリニック酸（オキソリン酸）



キノロン剤に代表されるオキソリニック酸は、グラム陰性菌に対して強い抗菌力を示すことから、魚病治療薬として、ハマチ、ウナギなどに広く使用されており、残留報告事例も多い薬剤である。

実際に、オキソリニック酸が残留したアユを用いて、残留オキソリニック酸の安定性を調べたところ、アユに残留したオキソリニック酸は加熱調理後においてもほとんど分解されず、安定性が高いことが明らかにされている。

* 安心・安全のために *



動物用医薬品の使用が増える一方、消費者は食糧の安全にこれまでになく高い関心を持っています。この不安を払拭し、安全な食品を提供することが、食品関係に携わる人々の使命であると考えられます。

動物用医薬品を使用されている業者の方々は、薬品の用法・用量、休薬期間等を守りながら生産を行っていることと思いますが、このことを客観的に証明するものに残留検査があります。

自社で検査を行っている場合でも、定期的に第三者機関の検査結果と照合し、自主検査の信頼性を担保する方法を実践していく必要があります。

(社)鹿児島県薬剤師会試験センター

食品医薬品課 ☎ 099-253-8935



2011.3.25